

太陽光発電「2019年問題」とこれからの活用について

(公財)えひめ地域政策研究センター 客員研究員 田中 伝治

資源の乏しい我が国は石炭・石油などの多くを輸入に頼っており、海外への依存度が先進国でも特に高くなっている。オイルショックを契機に脱化石燃料への転換を図るとともに、近年は、低炭素社会に向けた太陽光・風力発電など再生可能エネルギー普及に向けた取り組みが行われている。

1. 2019年買い取り期間満了となる太陽光発電

2009年11月、太陽光発電普及のため「余剰電力買取制度」を国がスタートさせた。この制度は、太陽光発電により自宅で消費する以上の電気を発電した際、その上回る電力（以下：余剰電力）を電力会社に売ることができ、電力会社は買い取りに必要な費用を電気料金に上乗せして国民に負担を求めるものである。

この制度の余剰電力買い取り期間は10年となっており、2019年中に全国で40万件ほどが期間満了となる。

以降順次、期間満了となる太陽光発電が出現していくことになる。

期間満了となれば電力会社の法律に基づく買い取り義務がなくなることから、所有者は、買い手不在となる余剰電力を相対・自由契約で小売り電気事業者、アグリゲーター（電力取引において仲介業務を担当する事業者）に売電するか、自家消費量を増やすかを選択しなければならない。

しかし、2009年に1kWhあたり48円で買い取られた価格は、期間満了後は1/3以下になると予想される。このため価格の折り合いがつかず契約相手が見つからない可能性もあり、投資・売買目的で保有した所有者にとって「これからの取扱いをどうするか」、そして、契約が滞ることで電力会社のネットワークに無秩序に流れこむ余剰電力の取り扱いが大きな問題となる。これが、いわゆる「2019年問題」と呼ばれる所以である。

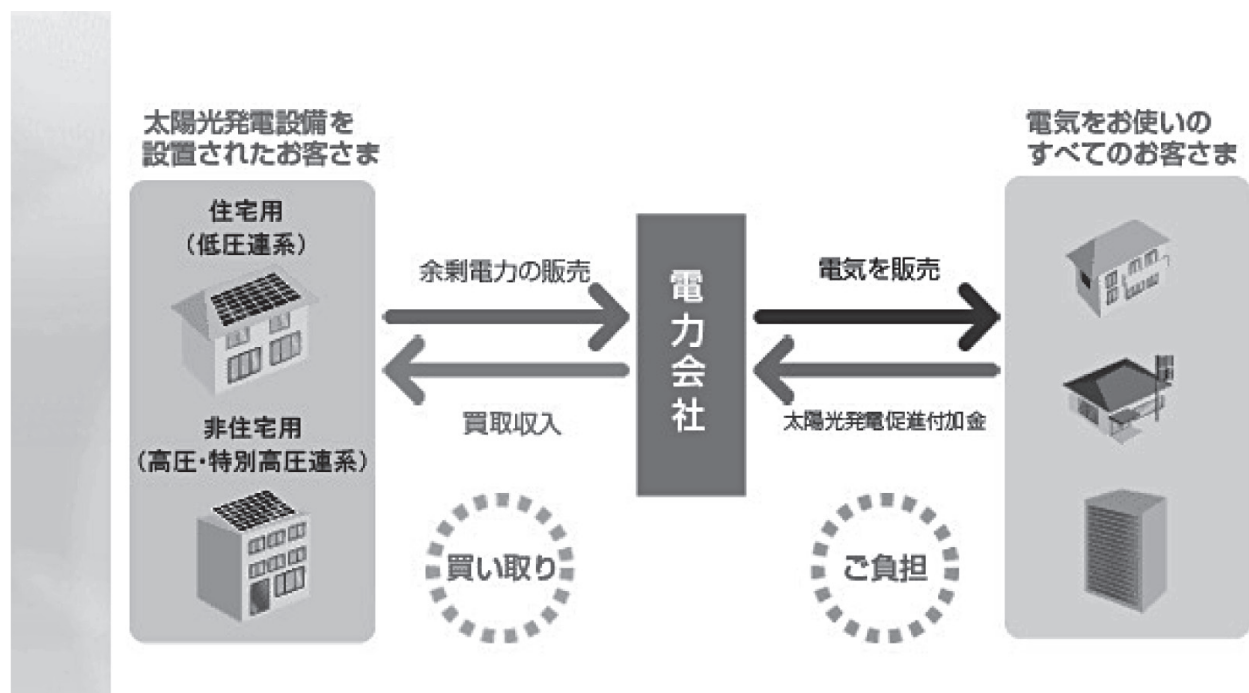


図 余剰電力買取制度（関西電力ホームページより）

注）「余剰電力買取制度」は、現在「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく契約に移行されている。

2. 期間満了後の余剰電力の活用について

大量の発電設備が「任期満了」となれば、国民負担が減り社会全体では朗報である。他方、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーは環境性に優れているため、地球温暖化防止の観点から利用促進への大きな期待が寄せられているのも事実である。

このため、期間満了後の売電価格が大幅に下落することを見据え、所有者は発電した電力を蓄電池と組み合わせて自宅の家電や電気自動車（EV）に活用するなど、自家消費量を増やす工夫をすることが得策であると考えられる。

蓄電池や電気自動車の導入は投資を要するが、災害時への備えや環境保全・節約効果は十分考慮に値すると思われる。

太陽光発電の普及・拡大に伴う国民負担の増加や、天候に左右される太陽光発電の導入量は一定の限界があることが明らかになり、順次発生する余剰電力を安定的に活用する環境整備をどのようにすべきか国が検討しているところである。

震災以降、日本の新たな産業としてスタートした太陽光発電などの再生可能エネルギーは、市場性のある自立した電源として独り立ちさせなければならない。

また、これまで太陽光発電普及のために各種助成金を支出した行政も、助成目的に沿った期間満了後の活用について周知・広報しなければならない。

2019年は、再生可能エネルギーで充電する電気自動車、蓄電池などを社会のインフラとして活用する取り組みを進める契機であるとともに、低炭素社会が求める再生可能エネルギーの利用促進に向けた政策転換の一つの節目となるであろう。

(参考資料)

- ・関西電力HP : <https://kepco.jp/ryokin/solar/>
- ・住宅用太陽光発電に係る2019年以降の FIT買取期間終了を契機とした対応について
(2017年12月18日 資源エネルギー庁)